

## 認可外保育施設保護者助成金について

認可外保育施設を利用する際の利用者負担と特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の格差解消の観点から、認可外保育施設の保護者助成を行っている。

当該制度の助成額は、保護者が認可外保育施設等に現に納入した保育料と、入所児童が認可保育施設に通った場合の利用者負担額との差額とし、第1子については月額5,000円、第2子以降については月額7,000円を上限額としていた。このたび東京都の待機児童解消に向けた緊急対策における東京都認可外保育施設利用支援事業により、助成金の月額上限額を以下のとおり増額する。

(従来)		(都補助制度利用後)
第1子	5,000円	第1子 4月分～10月分まで 5,000円
第2子	7,000円	<u>11月分～3月分まで 10,000円</u>
		第2子 4月分～10月分まで 7,000円
		<u>11月分～3月分まで 14,000円</u>